

# 事業者向け支援制度

この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援  
地方創生臨時交付金」を活用しています。

## 第3期 波佐見町燃料費等高騰対策支援金

物価高騰の影響を受けている町内の中小企業者・小規模事業者等の負担軽減を図るため、燃料費等に対して緊急的な支援を行います。

### 対象事業者

#### 令和8年1月1日時点において、町内に事業所を有する 中小企業・小規模事業者（個人事業主含む）※

※中小企業者（中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する事業者)又は小規模事業者（法第2条第5項に規定する事業者及び個人事業主を含む。）詳しくは町ホームページでご確認ください。

ただし、次の①～④に1つでも該当する事業者は対象外です。

- ① 農林漁業のみを営んでいる。
- ② 営利を目的としない事業者（社会福祉法人や学校法人等）である。
- ③ 支援金の交付を受けた後に事業を継続する意思がない。
- ④ 長崎県や波佐見町が実施する次の支援金を申請する。

- 長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金
- 長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急（追加）支援金
- 波佐見町陶土価格高騰対策緊急支援金
- 波佐見町酒米価格高騰対策緊急支援金

詳細は  
町HPへ



波佐見町内で営業  
する多くの事業者  
が対象です。

### 対象となる燃料費等

#### 令和7年7月～12月の間の任意の1カ月間に購入又は使用した 事業用の電気代、ガス代、ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代

※ 町内事業所のために使用した燃料費等に限る。

※ 検針により料金が確定する経費(電気・ガス)は検針日の属する月を使用月とし、  
その他については購入月とする。

※ 長崎県工業用LPガス補助金の対象としたガス代は対象外です。

### 支援金額

#### 対象となる燃料費等の合計の 1 / 2

上限 30 万円

● 千円未満は切り捨て

申請方法は  
裏面 →

お問い合わせ先  
(申請窓口)

〒859-3791 波佐見町宿郷660  
波佐見町役場 商工観光課（庁舎2階）

電話：0956-85-2162（直通）

mail：shoukou@town.hasami.lg.jp

# 申請方法

※申請は、1事業者につき1回までです。

|  |   |
|--|---|
| 受付期間   | 令和8年1月26日から令和8年4月30日まで ※必着                  |
| 必要書類   | ① 支援金交付申請書（様式第1号）                           |
|  | ② 燃料費等の購入が確認できる書類のコピー（請求書・領収書・通帳など）         |
|  | ③ 通帳のコピー（表紙裏面の見開きのページ、振込先確認のため）             |
|  | ④ 事業活動が確認できる書類のコピー<br>（所得税確定申告書、法人税確定申告書など） |
| ※申請書は <u>町ホームページ</u> または <u>申請窓口</u> にて取得してください。 |   |
| 提出方法   | 「持参」または「郵送」                                 |
| 提出先  | 〒859-3791 波佐見町宿郷660 波佐見町役場 商工観光課（平日9時～17時）  |

# 申請書記入方法

様式第1号（第5条関係）（表面）

8年1月30日

波佐見町長 様

第3期 波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付申請書

第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者情報

|                |   |
|----------------|---|
| 事業者住所          | 〒859-3715 波佐見町 宿郷 660 番地                        |
| 事業所住所          | 〒- 番地 <input checked="" type="checkbox"/> 上欄と同じ |
| 事業者名<br>(又は屋号) | ① 波佐見カフェ (役職名) 代表者名 (代表) 波佐見 花子                 |
| 業種又は事業内容       | 飲食店   |
| 申請担当者          | 波佐見 次郎 日中の連絡先 0956 - 85 - 0000                  |

2. 支援金額

|            | 申請額等                    | 説明  |
|------------|-------------------------|---|
| ② ① 交付対象経費 | 令和7年 10 月分<br>192,561 円 | R7.7~12の間の任意の1カ月に購入又は使用した電気料・ガス代・ガソリン代・灯油代・軽油代・重油代<br>※検針により料金が確定する経費(電気・ガス)は検針日の属する月を使用月とし、その他については購入月とする。 |
| ② 支援金額     | ③ 96,000 円              | 計算方法 ① ÷ 2 = ② ※千円未満切り捨て、30万円上限   |

3. 振込先

|       |   |      |               |      |  |
|-------|---|------|---------------|------|--|
| 金融機関名 | 〇〇親和 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 組合 | 支店名  | 波佐見           | 口座種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 |
| フリガナ  | ハサミ ハナコ   | 口座番号 | 1 2 3 4 5 6 7 |      |  |
| 口座名義  | 波佐見 花子 (※申請者と同一名義に限る)   |      |               |      |  |

④ 必要書類等

- 裏面の「誓約書兼同意書」の記入
- 事業活動を行っていることが確認できる書類のコピー（所得税確定申告書や法人税確定申告書等）
- 燃料費等の支払額が確認できる書類のコピー（領収書や請求書、通帳など）
- 通帳のコピー（表紙裏側の見開きページ）

⑤

① 個人事業主の方で、屋号が無い場合は個人名を事業者名欄へ記入してください。

② 令和7年7月から12月までで、**最も金額が高い月を申請月**として選び、記入する。  
※60万円を超える場合60万円を超える分だけの経費を記載し、全ての経費を合計する必要はありません。

③ 対象経費を事業用と家庭用で按分して申告を行っている場合は、**事業用のみ**を計上すること。

④ **必ず裏面の誓約・同意事項を確認し、必要事項を記入すること。**

⑤ 添付書類のコピーを必ず準備すること。